

## 持続化給付金と家賃支援給付金の再支給、科学的根拠に基づく休業要請等を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大の深刻な状況の中、今年に入って2度の緊急事態宣言が出された。大阪でも地域と制限時間の変更を伴いながら、半年に渡る営業時間短縮要請が出され、飲食店をはじめ事業者へ重大な影響が広がっている。

協力金の支援対象であるのに5ヶ月が経っても給付金が届かないなど、「もう続けられない」と悲鳴があがっている。事業所等や個人事業主は、長引く苦境をなんとか持ちこたえるために、事業内容の工夫やオンラインの活用など、自らの努力を最大限に発揮しているが1年半に及ぶ影響で、すでに限界に達している。さらに協力金の支給対象外の事業所や文化・芸術団体、フリーランスなどは事業継続の危機と生活苦に追い込まれている。

この間、政府が実施している一時支給金や月次支援金は、対象範囲が限定され給付金も少額でありにも不十分である。全国知事会が繰り返し要望しているように、持続化給付金、家賃支援給付金などの再支給をはじめとしたこれらの事業所、個人事業主への支援は喫緊の課題である。

国による支援の強化がなければいくら時短営業や休業要請を繰り返しても、感染拡大を防ぐ効果は期待できなくなる。科学的根拠をもった休業要請とまともな補償が必要である。

よって、本市議会は、政府に対し以下の点について強く要望する。

### 記

1. 持続化給付金、家賃支援給付金の再支給と対象拡大を行う。
2. 事業規模に応じた協力金を支給する。
3. 文化・芸術団体、フリーランスを含む個人へ用途を問わない特別給付金を支給する。
4. 緊急事態宣言下で、科学的根拠のない休業要請や時短要請、客数減の要請・働きかけを行わない。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月25日

池田市議会